

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第二十号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「以下」を「次条及び別表第二において」に改める。

第四条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

第六条を第九条とする。

第五条第一項中「第三十条の四十第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

（都道府県知事保存附票本人確認情報を利用することができる事務）

**第五条** 法第三十条の四十四の六第一項第二号の条例で定める事務は、別表第一（第十号及び第十八号を除く。）のとおりとする。

（都道府県知事保存附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）

**第六条** 法第三十条の四十四の六第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（次条及び別表第三において「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、同表のとおりとする。

（知事以外の執行機関への都道府県知事保存附票本人確認情報の提供方法）

**第七条** 知事が行う法第三十条の四十四の六第二項の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報（法第三十条の四十一第四項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報をいう。以下同じ。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

別表第一中「第二条関係」を「第二条、第五条関係」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。

## 別表第三（第六条関係）

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	別表第二教育委員会の項に掲げる事務
選挙管理委員会	別表第二選挙管理委員会の項に掲げる事務
公安委員会	別表第二公安委員会の項に掲げる事務

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。